

令和7年11月16日執行  
いなべ市議会議員選挙

## 公費負担制度 Q & A

いなべ市選挙管理委員会



# 目 次

## (1) 総論

【Q1】公費負担の対象	1
【Q2】契約書の作成	1
【Q3】契約する金額	2
【Q4】公費負担の金額	2
【Q5】情報公開の対象	2
【Q6】届出書類に誤りがあった場合	3
【Q7】書類の保管（1）	3
【Q8】書類の保管（2）	3

## (2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借り入れ）

【Q9】公費負担の対象	3
【Q10】複数台を借り入れる場合の公費負担の対象	4
【Q11】装備品等の付帯料金（1）	4
【Q12】装備品等の付帯料金（2）	4
【Q13】初日と2日目以降で借り入れ金額が異なる場合	5
【Q14】選挙運動期間前からの借り入れ	6
【Q15】契約書に記載する借入期間	6
【Q16】月極（1ヶ月）契約による借り入れ	6
【Q17】レンタカー許可業者以外からの借り入れ	7
【Q18】親族からの選挙運動用自動車の借り入れ	7
【Q19】選挙運動用自動車の借入額	8
【Q20】ハイヤー契約（一括契約）	8

## (3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

【Q22】公費負担の対象	8
【Q22】選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	9
【Q23】給油量、給油金額の記録	9
【Q24】2社以上のガソリンスタンドでの給油	9
【Q25】投票日の給油	9

(4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	
【Q26】公費負担の対象	10
【Q27】選挙運動用自動車以外を運転した場合	10
【Q28】選挙運動期間以外の運転	10
【Q29】運転手の宿泊代	10
【Q30】複数の運転手との契約	11
【Q31】同一日に複数の運転手が運転した場合	11
【Q32】法人との運転手契約	11
【Q33】親族が運転した場合の公費負担	12
(5) 選挙運動用ポスターの作成	
【Q34】公費負担の対象	12
【Q35】名刺等の印刷	12
【Q36】区分することが困難な費用の取扱い	13
【Q37】公費負担の上限枚数と上限単価	13
【Q38】公費負担額の計算方法	13
【Q39】作成するポスターの上限枚数	14
(6) 選挙運動用ビラの作成	
【Q40】公費負担の上限枚数と上限単価	14
【Q41】公費負担額の計算方法	15
(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送	
【Q42】交付及び郵送時の注意点	15
【Q43】選挙運動用通常葉書を手渡しすること	16

## (1) 総論

### 【Q. 1】

選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがあるのか。

### 【A. 1】

次の費用が公費負担の対象となる。ただし、供託金を没収された候補者は、次の①～③については公費負担を受けることができない。（④は公選法上の制度のため無償）

#### ① 選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※(A)と(B)の併用はできません。

#### ② 選挙運動用ポスターの作成

#### ③ 選挙運動用ビラの作成

#### ④ 選挙運動用普通葉書の郵送

※①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要あり。

### 【Q. 2】

公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

### 【A. 2】

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを市選挙管理委員会に届出する必要がある。

また、例として、自動車の借り入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要がある。

① 有償契約であること。

② 契約期間の記載があること。

③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。

④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること。

⑤ 契約年月日の記載があること。

⑥ 借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えない。

### 【Q. 3】

「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。

### 【A. 3】

条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要がある。

### 【Q. 4】

選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

### 【A. 4】

公費負担制度は、法律で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではない。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなる。

### 【Q. 5】

市に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

### 【A. 5】

市に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象（印影など一部非開示部分あり）となる。

**【Q. 6】**

公費負担の届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいか。

**【A. 6】**

届出書類に誤り等がある場合は、ただちにその旨を市選挙管理委員会に届け出る必要がある。

**【Q. 7】**

公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。

**【A. 7】**

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなる。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられている。

**【Q. 8】**

選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

**【A. 8】**

契約内容を正確に把握しておくことは適正な公費負担請求のために必要となる。

納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類であり、特に、選挙運動自動車の燃料代の請求時については、後段の（3）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）のQ23 を参照いただきたい。

**(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借り入れ）**

**【Q. 9】**

公費負担の対象となるのはどのような自動車なのか。

**【A. 9】**

主として選挙運動のために使用され、市選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となる。

**【Q. 10】**

選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。

**【A. 10】**

公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象とならない。

**【Q. 11】**

レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

**【A. 11】**

(例) 付帯料金

免責補償料（任意加入） 1,200円／日

特別装備料（予備バッテリー） 1,500円／日

装備品使用料（ルーフキャリア） 1,300円／日

保険補償以外のサービスに係る保険料 500円／日

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借り入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となる。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれている。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはならない。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

**【Q. 12】**

レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

**【A. 12】**

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とならない。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となる。

### 【Q. 13】

選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいのか。

(例) 基本料金 (初日24時間まで) 12,000円  
(2日目以降1日につき) 8,000円

<例>契約期間11／7～11／17（11日間）の場合（契約金額92,000円）

11 月	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日
選挙運動期間			告示日								選挙期日
借入期間 契約					←	→ 選挙運動期間（7日間）	→				
				←	→ 公費負担請求期間（7日間）	→					
				←	→ 実際の借入期間	→					
基本料金	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

### 【A. 13】

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となる。公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となる。したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の11月9日から11月15日までの7日分の基本料金の合計金額56,000円（8,000円×7日）が公費負担の対象となる。

※公費負担の1日あたりの上限額は、16,100円

**【Q. 14】**

選挙運動期間前から借り入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

**【A 14】**

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間である。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できない。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となる。

**【Q. 15】**

選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借り入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

**【A. 15】**

選挙運動用自動車の借り入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものである。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになる。

ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の 借入代金は公費負担の対象外となる。

(（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借り入れ） Q13・Q14 参照)

**【Q. 16】**

月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなるのか。

（例）月極契約金額 155,000円（契約期間31日間）

**【A. 16】**

自動車借り入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっているため、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要がある。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなる。

しかしながら、1ヶ月で〇〇万円といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を 超える場合は、16,100円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した 日数を乗じた金額が対象となる。

したがって、事例の場合は、契約金額155,000円を契約日数の31日で除して算出した1日あたりの金額5,000円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となる。

### 【Q. 17】

レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡しできないと聞いたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできないのか。

### 【A. 17】

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていない。

- ① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ
- ② ハイナー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 國土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認め る場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

### 【Q. 18】

自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

### 【A. 18】

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象とならない。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となる。

※ 親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

※「生計を一にする」とは、同一の家屋で日常の生活を共にする場合を指しますが、これらは明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするも のとされています。

**【Q. 19】**

レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいか。

**【A. 19】**

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であることから、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要がある。

**【Q. 20】**

選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はあるか。

**【A. 20】**

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られる。

※道路運送法（抜粋）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

**(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）**

**【Q. 21】**

選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

**【A. 21】**

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となる。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となる。

**【Q. 22】**

選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

**【A. 22】**

選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象にならない。

**【Q. 23】**

燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどういうにすればよいか。

**【A. 23】**

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要がある。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要である。

**【Q. 24】**

2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

**【A. 24】**

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能である。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）

ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となる。

**【Q. 25】**

投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

**【A. 25】**

公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象とならない。

#### (4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

##### 【Q. 26】

選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

##### 【A. 26】

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となる。

（1日あたりの上限額12,500円）

なお、候補者は、運転手個人と契約する必要がある。

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

##### 【Q. 27】

契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇い入れ費用は全額公費負担の対象となるのか。

##### 【A. 27】

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象とならない。

##### 【Q. 28】

選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるのか。

##### 【A. 28】

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となる。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象とならない。

##### 【Q. 29】

契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となるのか。

##### 【A. 29】

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となる。

したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはならない。

**【Q. 30】**

選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

例) 選挙運動期間 11月 9日～11月15日（7日間）

　A氏 11月 9日～11月12日までの4日間で運転契約

　B氏 11月13日～11月15日までの3日間で運転契約

**【A. 30】**

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となる。上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となる。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要がある。

しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となる。

**【Q. 31】**

同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになるのか。

**【A. 31】**

公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象とはならない。2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられる。

**【Q. 32】**

選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、

この場合、公費負担の対象となるのか。

**【A. 32】**

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となる。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象とはならない。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができる。

（（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）【Q20】参照）

### 【Q. 33】

選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

### 【A. 33】

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とならない。

※ 親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

※「生計を一にする」とは、同一の家屋で日常の生活を共にする場合を指しますが、これらは明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとされています。

### (5) 選挙運動用ポスターの作成

### 【Q. 34】

選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

### 【A. 34】

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となる。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられる。ただし、金額、作成枚数には上限がある。（（5）選挙運動用ポスターの作成【Q37】参照）

### 【Q. 35】

選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

### 【A. 35】

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となる。名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはならない。

**【Q. 36】**

イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難である。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいか。

**【A 36】**

本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となる。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することが考えられる。

**【Q. 37】**

公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

**【A 37】**

上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出する。

上限枚数の算出方法は次のとおり。

$$\text{上限枚数} = \text{当該選挙区のポスター掲示場数} \quad 135 \text{枚}$$

また上限単価の算出方法は次のとおり。

$$\begin{aligned} & \frac{586\text{円}88\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} 135 \text{力所}) + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数} (135 \text{力所})} \\ & = 2,930\text{円} \quad (1\text{円未満の端数は切上げ}) \end{aligned}$$

**【Q. 38】**

ポスター作成費用の契約金額が「上限単価×上限枚数」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

**【A 38】**

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限単価×上限枚数」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成単価」及び「作成枚数」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限単価、上限枚数を実際の作成単価、作成枚数とそれぞれ比較して低い方（少ない方）をかけあわせたものとなる。

具体的には、次のとおり。

(例)

- ①上限単価 2930円 ②上限枚数 135枚  
③作成単価 2500円 ④作成枚数 150枚

«正しい計算方法»

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

①、③の低い方 . . . 2500円 (A)

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

②、④の少ない方 . . . 135枚 (B)

(公費負担額) → 対象単価に対象枚数を乗じる。

$$(A) \times (B) = 337,500\text{円}$$

«誤った計算方法»

「上限単価×上限枚数」で算出される額395,550円 ( $2930\text{円} \times 135\text{枚}$ ) を上限額と誤解し、375,000円 ( $2500\text{円} \times 150\text{枚}$ ) を公費負担額と誤って算出。

【Q. 39】

選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるのか。

【A. 39】

ポスター作成枚数については、法令上の制限はない。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、Q 4 のとおり、上限枚数が定められている。

なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものである

（6）選挙運動用ビラの作成

【Q. 40】

公費負担の対象となるビラの上限単価や上限枚数はあるのか。

【A. 40】

公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じ。

◆上限単価 8円38銭／枚

◆上限枚数 4,000枚 (市議選)

**【Q. 4 1】**

作成費用の契約金額が「上限単価×上限枚数」で算出した金額以内である場合は、  
契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

**【A. 4 1】**

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限単価×上限枚数」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成単価」及び「作成枚数」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限単価、上限枚数を実際の作成単価、作成枚数とそれぞれ比較して低い方（少ない方）をかけあわせたものとなる。

具体的には、次のとおり。

(例) 市議選の場合

①上限単価	8円38銭	②上限枚数	4000枚
③作成単価	8円50銭	④作成枚数	3500枚

**«正しい計算方法»**

(公費負担の対象単価) → 上限枚数と作成枚数を比較し、低い方

①、③の低い方・・・8円38銭 (A)

(公費負担の対象枚数) → 上限単価と作成単価を比較し、少ない方

②、④の少ない方・・・3500枚 (B)

(公費負担額) → 対象単価に対象枚数を乗じる。

$$(A) \times (B) = 29,330\text{円}$$

**«誤った計算方法»**

「上限単価×上限枚数」で算出される額、33,520円 (8円38銭×4000) を上限額と誤解し、29,750円 (8円50銭×3500枚) を公費負担額と誤って算出。

**(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送**

**【Q. 4 2】**

選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はあるのか。

**【A. 4 2】**

候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができる。

使用できる枚数は、市議選2,000枚までと定められている。

通常葉書の交付は、郵便事業株式会社の支社長が指定する支店で葉書の交付を受ける方法、又は手持ちの通常葉書（私製を含む。）に郵便事業株式会社で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法がある。

差し出す場合は、直接ポストへ入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出す必要があり、ポストに入れると配達されないので注意すること。

**【Q. 4 3】**

通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能か。

**【A. 4 3】**

通常葉書の頒布は、郵送に限られているため、郵便局の窓口から発送することになる。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されている。